

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：郵政民営化に伴い、所要の改正を行うものである。 [平成20年規程第10号（平成20年3月3日制定）](#)

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（取引金融機関の指定等）</p> <p>第15条 学長は、取引金融機関（<u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を含む。</u>以下同じ。）を指定し、学長名義により預金口座又は貯金口座を設けるものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（取引金融機関の指定等）</p> <p>第15条 学長は、取引金融機関（<u>郵便局を含む。</u>以下同じ。）を指定し、学長名義により預金口座又は貯金口座を設けるものとする。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>（収納）</p> <p>第17条 出納役は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。</p> <p>(1) 小切手（学長が指定するものに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>郵便貯金銀行が発行する為替証書</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（収納）</p> <p>第17条 出納役は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。</p> <p>(1) 小切手（学長が指定するものに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>郵便為替証書</u></p> <p>(3) <u>郵便振替の支払証書</u></p>
<p>〔省略〕</p> <p>（本学の収入とならない現金等の受入れ）</p> <p>第21条 本学の収入とならない現金、小切手及び<u>郵便貯金銀行が発行する為替証書並びに準用通則法第47条第1項の有価証券</u>（以下「有価証券」という。）の受入れについては、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（本学の収入とならない現金等の受入れ）</p> <p>第21条 本学の収入とならない現金、小切手、<u>郵便為替証書及び郵便振替の支払証書並びに準用通則法第47条第1項の有価証券</u>（以下「有価証券」という。）の受入れについては、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。</p>
<p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p>

別表第1（第5条関係）

会計機関等		職 位	事 務 の 範 囲
[省略]			
出納職員	出納役	経理課長	<p>[省略]</p> <p>現金、小切手及び郵便貯金銀行が発行する為替証書並びに有価証券の保管に関すること。</p> <p>[省略]</p>
[省略]			

附 則

この規程は、平成20年3月3日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

会計機関等		職 位	事 務 の 範 囲
[省略]			
出納職員	出納役	経理課長	<p>[省略]</p> <p>現金、小切手、郵便為替証書及び郵便振替の支払証書並びに有価証券の保管に関すること。</p> <p>[省略]</p>
[省略]			